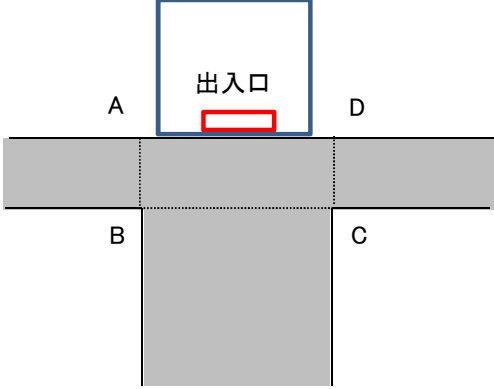


## 駐車場関係施策に関する質問への回答等

番号	意見、質問等	回答
1	<p>駐車場法施行令第16条第2号及び3号において、「自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額とないこと。」「自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にする恐れがないこと」とありますが、路外駐車場として届け出が出されている商業施設駐車場において、近隣施設利用者の過度の集中による満車状況を避けるため、近隣施設利用者に対する「駐車お断り」の表示や駐車料金を高額にする設定するなど対応されているケースが見受けられるが、不当な差別的取扱に該当すると判断すべきでしょうか。</p>	<p>駐車場法施行令第16条の規定は、管理規定に定める駐車料金についての基準を示したものです。不当な差別的取扱いにあたるかどうかは、事案の状況に応じて、各地方公共団体において適切に判断願います。一例を挙げると、周辺の商店街の買い物客に対してのみ低額の料金を設定することは不当な差別的取扱いにあたる恐れがあります。一方、営業努力として各種サービス券の発行により、駐車料金を割り引いている場合は、差別的取扱いにはあたらないと考えます。</p>
2	<p>本市の中心市街地では、現在、需要を超える駐車場が整備されていると推察しています。一方で、一部の集客施設の駐車場では、最寄りに位置し、かつ、目的を達成(買い物)することで駐車サービスを受けられることから、利用者が集中し、入庫待ちの交通渋滞が発生しています。</p> <p>このことから、附置義務条例の原単位を縮減するとともに、立地適正化計画に駐車場配置適正化区域を設定し、集約駐車施設の位置及び規模を定め、附置義務駐車場は原則、中心部周辺の集約駐車施設に設置することを検討しています。</p> <p>しかし、駐車需要の大きい集客施設では、附置義務台数を超えて敷地内または近隣に提携駐車場が整備されるため、結果として交通渋滞が残る恐れがあります。</p> <p>つきましては、附置義務を負う事業者が設置する附置義務以外の駐車場について、規制・誘導する制度または対策事例等があればご教示ください。</p>	<p>立地適正化計画に駐車場配置適正化区域及び路外駐車場の配置及び規模の基準を定めた場合、当該区域に条例で定める規模以上の路外駐車場を設置しようとする者に届出を義務付けることができるとともに、配置及び規模の基準に適合しない場合は、必要な勧告をすることができます。</p>
3	<p>本市では、近年、中心商店街(アーケード)に面する既存建築物の建て替えの際に、駐車場の附置義務に関する相談が増えております。</p> <p>アーケードは歩行者用道路であることから、車両の出入りが不可能なため、駐車場附置義務条例との適合が難しい状況です。</p> <p>現在、担当部局では車両の進入禁止地域においても隔地に駐車場を設ける計画とするように指導しておりますが、中心市街地に新たに駐車場を設けることが困難であり、対応に苦慮しております。</p> <p>つきましては、駐車場マネジメントの考え方として、現行の駐車場法制度の活用や特例の考え方など、上記のような場合に有効な施策等があればご教示ください。</p> <p>また、他都市において、上記のような理由等で駐車場の設置が困難なことから、設置をしないことがやむを得ないと判断された事例や、このような趣旨の取り扱いを定めている事例があればご教示願います。</p>	<p>隔地とする場合の要件や建築物と隔地駐車施設との距離等は柔軟に定めることができます。また、附置義務の原単位を地域特性や建築物の用途に応じて定めることもできるほか、公共交通の利用促進策が採られている場合に附置義務を減免するなどの取組も見られますので、地域のまちづくりの方針と駐車需要とのバランスを考えた附置義務制度の運用に努めていただきたいと考えます。</p> <p>【参考】まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン(基本編P.16～17)</p>
4	<p>駐車場法施行規則第一条において、路外駐車場に関する届出書及び添付図面に関して規定されているが、そのうち図面の縮尺に関しては、事務処理に支障が生じない範囲で任意とすることなどを検討いただきたい。必要以上に図面が大きくなり、事業者側にとっても過度な負担となる場合がある。</p>	<p>図面の縮尺については、路外駐車場の規模、構造、設備等を適切に把握できるよう定めているものです。今後、届出に関する事務の実態把握に努めたいと考えます。</p>

番号	意見、質問等	回答
5	<p>駐車場法施行令第七条第二項において、国土交通大臣が認める場合は、交差点の側端又はそこから五メートル以内の道路の部分に自動車の出入口を設置できると規定されている。このうち、以下の図における辺ADは、T字路交差点における側端という認識で良いか。</p> <p>【図】</p> 	<p>辺ADは丁字路交差点の側端です。</p>
6	<p>入口が一つの一般公共の用に供する駐車場(都市計画駐車場)内に、低層階を時間貸するのとあわせて、高層階に区画を決めた月極駐車場区画を設置することは可能ですか。</p>	<p>時間貸とあわせて月極駐車区画を設定することは可能です。</p>
7	<p>駐車場区画を車室寸法に応じ、駐車する車種等の判別が可能な路面標示等について法的な義務はありますか。</p>	<p>法的な義務はありません。</p>
8	<p>駐車場法施行規則第1条に定まる届出書様式において、届出が必要とされる項目のうち、「5 設備 - ロ それ以外の設備」欄に記載が必要な設備としては、備考(10)に「特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備」と記載がある。</p> <p>これは、駐車場法施行令における「構造及び設備の基準」について関連する設備を対象とすると考えられ、単に利用者の誘導等を目的とする設備(具体的には各区画ごとの満空状況を色で示すライトなど)は届出記載対象とならないと考えるが間違いはないか。</p>	<p>路外駐車場の構造及び設備が駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準に適合するものであるかどうか等を具体的に明らかにするために必要な規定を定めています。</p> <p>そのため、原則、駐車場法施行令に係る設備を対象としています。</p>
9	<p>私有地を駐車場として運用しようとしている方(運用している方)で、駐車場法第12条に基づく届出を知らない場合を懸念しています。</p> <p>こちらとしては、どこで・いつ供用されるか把握できず、指導等もできません。</p> <p>法律を知らずに違反することを防ぐための制度の検討をお願いします。</p>	<p>法律の不知により必要な手続を行わないことを防ぐための制度を設けることは困難と考えますので、地方公共団体のウェブサイト等で駐車場を設置する場合に必要な手続を周知していただくなどの情報発信に努めていただきたいと思います。</p>
10	<p>廃止届を提出せず路外駐車場が廃止され、かつ、管理者の行方が不明で届出の提出の指導ができない場合、どのような対処をすべきかご教示ください。</p>	<p>路外駐車場管理者に対して、設置の届出の際に廃止の届出が必要であることを伝えるほか、随時、路外駐車場の設置状況を確認するなどし、管理者が行方不明になることを未然に防ぐよう努めていただく必要があると考えます。</p>

番号	意見、質問等	回答
11	<p>第31回全国駐車場政策担当者会議に係る駐車場関係施策に関する質問への回答(番号15)において、「大型バス用の出入口や車路幅等については、具体的な定めはない」とありましたが、一般公共の用に供する部分の面積が500㎡以上で駐車場法の適用を受ける大型バス用の駐車場を設置する場合、現行の技術的基準に適合すればよいという認識でよいでしょうか。また、そうではない場合、何を拠り所として判断すればよいのでしょうか、ご教示ください。</p>	<p>駐車場法第11条の技術的基準は、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上である路外駐車場がよるべき最低限の基準ですので、駐車する自動車の種類に関わらず、基準に適合する必要があります。</p>
12	<p>これまで、全国駐車場政策担当者会議の回答において、「一般公共の用に供されていない場合とは、駐車場の利用者を限定し、その他の者の利用を恣意的に排除している場合であり、具体的には、出入口に管理人等を置き、一般利用者を排除している場合等」とされているところですが、一般公共の用に供するかどうかの判断については、様々なケースがあり、判断が難しい状況があるとともに、事業者からは、市町の運用により、差があると指摘を受けることも多々あることから、一般公共の用に供する駐車場とそうではない駐車場についての具体事例を示していただくことはできないでしょうか。</p>	<p>一般公共の用に供するかどうかの判断については、一般化することが困難であるため、質問で引用されている例などを参考に、各地方公共団体にて適切にご判断いただきますようお願いいたします。</p>
13	<p>イベント等により、そのイベント期間内のみ広場などの空地を駐車場(有料、無料ともに)として設置されることがあります。現行法では臨時の場合に関する規定がないため、このような場合にも技術基準や設置・廃止の届出が必要となってしまいます。しかし、このような短期間のものに対して、届出未提出への罰則規定の適用や、技術的基準への適合指導などを実施するのは実務としては非常に困難となっております。近年、街中マルシェなど多くのイベントが開催されていることをふまえ、臨時駐車への駐車場法の適用について検討する必要があると考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>駐車場法第12条では、  ①都市計画区域内にある  ②自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上である  ③料金を徴収する  の条件を満たす路外駐車場は、その設置等を都道府県知事等に届け出なければならないとしています。  また、上記②の条件を満たす路外駐車場は、駐車場法第11条の技術的基準に適合する必要があります。  路外駐車場の届出や技術的基準への適合については、これらの規定に則り、各地方公共団体にて適切に運用していただきますようお願いいたします。</p>